

# 熊本県無電柱化推進計画

令和4年3月改定

熊本県

## はじめに

近年、激甚災害の頻発化や観光需要の増加に加え、高齢者や障がい者が自立した生活を営むことができる環境の確保が求められるなど、無電柱化の必要性が増している。

このため、国は無電柱化をめぐる近年の情勢の変化を踏まえて、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下「無電柱化法」という。）」を平成 28 年（2016 年）に施行した。

この無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画（及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県無電柱推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定している。

このため、熊本県では令和 2 年（2020 年）3 月に、無電柱化法に基づく熊本県無電柱化推進計画の策定を行い、無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定め事業の推進に取り組んでいる。

今回、国の策定する無電柱化推進計画が令和 3 年（2021 年）5 月に策定されたことを受けて、無電柱化法に基づく熊本県無電柱化推進計画を改定するものである。

## 1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### 1) 熊本県における無電柱化の現状

熊本県における無電柱化は、関係者の協力のもと、昭和60年から（第1期～第7期）電線共同溝の整備や要請者負担方式による地中化が進められており、2020年度現在、約70kmの無電柱化に着手している。これは熊本県内道路延長の約0.3%に相当する。

また、熊本県内には一般国道3号をはじめとする緊急輸送道路が1,955kmあるものの、そのうち無電柱化された道路延長は約43km（約2.2%）にとどまっているものの人口集中地区（D I D）における無電柱化が可能な第1次緊急輸送道路の無電柱化道路延長は約32km（約35.0%）となっている。

### 2) 今後の無電柱化の取組姿勢

これまでの無電柱化は、一定の歩道幅員が確保されて、沿線の、電力や通信の需要が高い道路を中心に進めてきたが、近年は防災性の向上や安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観や街並みの形成や国土強靱化等の観点からも取り組みが推進されている。今後は、無電柱化が必要な道路において強力に推進していく必要があり、緊急輸送道路かつ人口集中地区（D I D）での無電柱化を推進するとともに、低コスト手法等の採用によるコスト縮減に取り組むものとする。

また、「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。（無電柱化法第2条）」という理念のもと、県民と関係者の理解、協力を得て、魅力あふれる美しい街並みを形成し、安全・安心な暮らしが確保できるよう無電柱化を推進することとする。

### 3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。そのため、以下の道路について優先的に無電柱化を推進する道路として、取組を進める。

なお、国道等のうち熊本県が管理しない道路については、当該道路管理者に協力を要請する。

### ① 防災

一般国道 3 号等の緊急輸送道路、重要物流道路や避難所へのアクセス道において、道路管理者の協力を得つつ、無電柱化を推進する。また、緊急輸送道路かつ人口集中地区（D I D）では、熊本地震で沿線家屋等の倒壊等により、避難や支援、復旧等活動に支障の出た主要地方道熊本高森線等において、電柱倒壊による道路の閉塞を防止するため、優先的に無電柱化の推進を図る。

### ② 安全・円滑な交通確保

学校周辺の通学路、歩行者が路肩の電柱を避けて車道にはみ出すような道路等で、歩行空間の整備と併せて地域住民等関係者の合意が得られた一般県道氷川八代線等における無電柱化を推進する。

### ③ 景観形成・観光振興

世界遺産・日本遺産等の周辺等における良好な景観の形成を図るため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）の重点地域に指定された地区を代表する国道 325 号等における無電柱化を推進する。

### ④ 道路事業等に併せた無電柱化

上記の他、道路事業（道路改良事業、交通安全事業及び自転車通行空間整備事業等）や土地区画整理事業その他これらに類する事業（以下「道路事業等」という。）の実施に併せて、無電柱化を推進する。

## 2. 無電柱化推進計画の期間

令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 5 年間とする。

## 3. 無電柱化の推進に関する目標

令和 7 年度（2025 年度）までに、以下の無電柱化の実施を目標とする。

### ①防災

- ・人口集中地区（D I D）の第1次緊急輸送道路の無電柱化着手率  
43%→52%※1

### ②安全・円滑な交通確保

- ・特定道路における無電柱化着手率  
26%→27%※2

### ③景観形成・観光振興

- ・世界文化遺産周辺の無電柱化着手地区数  
0 地区→ 2 地区※3

- ※1 電柱がある市街地等の緊急輸送道路における無電柱化済又は無電柱化の工事に着手済の延長の割合で 2019（令和元）年度末と 2025（令和7）年度末の値。
- ※2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定道路における、無電柱化済又は無電柱化の工事に着手済の延長の割合で 2019（令和元）年度末と 2025（令和7）年度末の値。
- ※3 世界文化遺産の緩衝地帯において無電柱化済又は無電柱化の工事に着手した箇所がある地帯の数（地区数とする）で 2020（令和2）年度末と 2025（令和7）年度末の値。

## 4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

#### ① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式の積極的な採用や新技術・新工法の導入による更なる低コスト手法を検討・促進する。

## ② 単独地中化方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、電線共同溝の整備を行わない道路については、電線管理者と単独地中化方式による無電柱化を協議する。単独地中化の実施に際しては、地域住民等の合意形成等無電柱化の円滑な実現のため、積極的に協力する。

## ③ 低コスト手法の普及拡大

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能な軒下配線方式や裏配線方式を採用することとし、加えて「低コスト手法の手引き（案）Ver.2（平成31年3月）」を活用して浅層埋設方式等の積極的な採用や新技術・新工法の導入による更なるコスト縮減に努める。

## ④ 道路事業等に併せた無電柱化

無電柱化法第12条に基づき、道路事業等が実施される際に、電線管理者と協議を行った上で、無電柱化を実施するよう要請する。県においては、無電柱化を実施しやすいよう施工時期等の調整が適切に実施されるよう協力する。

上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式による整備を行うとともに、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、県は円滑に進むよう支援する。

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

さらに、民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資するPFI手法の採用を進める。

## 2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

### ① 占用制限制度の適切な運用

新設電柱の占用を制限する措置については、熊本県の緊急輸送道路において実施している。また、国において検討が進められている新設電柱に係る占用制限措置の対象の拡大や、既設電柱の占用制限措置の実施につ

いて、国の動向を踏まえ検討する。

## ② 占用料の減額措置

道路における無電柱化をより一層推進するため、道路の地下に設置した電線等について、国の動向を踏まえ占用料の減額措置を推進。

## 3) 関係者間の連携の強化

### ① 推進体制

道路管理者、電線管理者及び地方公共団体等からなる九州地方ブロック無電柱化協議会熊本県部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

### ② 工事・設備の連携

熊本県が管理する道路において、道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

### ③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や公開空地等の民地の活用を、管理者の同意を得て進める。

### ④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

## 5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

### 1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、無電柱化に県民の協力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

### 2) 無電柱化情報の共有

国と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、熊本県の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。

### 3) 目標のフォローアップ

計画の期間終了後、目標の達成状況を確認することで、次期計画でのさらなる無電柱化の推進につなげる。

第8期無電柱化計画一覧

番号	道路管理者	市区町村	道路種別	路線	緊急輸送道	DID地区	用途地域	起点住所	終点住所	道路延長 (km)	整備延長 (km)	無電柱化の 方式	無電柱化推進協議 会での合意状況
1	国	熊本市	直轄国道	国道3号	一次	○	○	熊本市北区植木町植木	熊本市北区植木町滴水	1.70	3.40	電線共同溝	協議中
2	国	八代市	直轄国道	国道3号	一次	○	○	八代市上日置町	八代市萩原町	0.60	1.00	電線共同溝	協議中
3	国	水俣市	直轄国道	国道3号	一次	○	○	水俣市百間町1丁目	水俣市港町3丁目	1.10	2.20	電線共同溝	協議中
4	国	菊陽町	直轄国道	国道57号	一次	○	○	菊池郡菊陽町久保田	菊池郡菊陽町津久礼	4.10	6.40	電線共同溝	協議中
5	国	宇城市	直轄国道	国道57号	一次			宇城市三角町三角浦	宇城市三角町三角浦	0.80	1.60	電線共同溝	協議中
小 計										8.30	14.60		
6	都道府県	八代市	都道府県道	八代鏡宇土線	一次	○	○	八代市旭中央通	八代市大手町	0.60	1.20	電線共同溝	協議中
7	都道府県	八代市	都道府県道	八代港大手町線	一次	○	○	八代市大手町	八代市新浜町	3.00	6.00	電線共同溝	協議中
8	都道府県	荒尾市	補助国道	国道389号	一次	○	○	荒尾市四ツ山町	荒尾市上小路	2.70	5.40	電線共同溝	協議中
9	都道府県	菊池市	補助国道	国道325号	一次	○	○	菊池市北宮	菊池市北原	0.88	1.76	電線共同溝	協議中
10	都道府県	菊池市	補助国道	国道387号	一次	○	○	菊池市北原	菊池市隈府	0.94	1.88	電線共同溝	協議中
11	都道府県	合志市	補助国道	国道387号	一次	○	○	合志市御代志	合志市御代志	0.75	1.50	電線共同溝・裏配線	合意
12	都道府県	高森町	都道府県道	高森停車場線				高森町高森	高森町高森	0.45	0.90	電線共同溝	合意
13	都道府県	荒尾市	都道府県道	荒尾南関線		○	○	荒尾市原万田	荒尾市原万田	1.20	1.20	裏配線	協議中
小 計										10.52	19.84		
14	市区町村	熊本市	都道府県道	熊本高森線	二次	○	○	東区花立2丁目1-16	東区沼山津4丁目13-2	1.10	2.20	電線共同溝	協議中
15	市区町村	熊本市	市区町村道	渡鹿7丁目3丁目第1号線		○	○	中央区渡鹿7丁目14-20	中央区渡鹿7丁目15-31	0.22	0.22	電線共同溝	協議中
16	市区町村	熊本市	市区町村道	保田窪1丁目本町第1号線		○	○	東区保田窪本町1-42	東区保田窪本町3-108	0.17	0.17	電線共同溝	協議中
小 計										1.49	2.59		
17	市区町村	嘉島町	市区町村道	(都)嘉島益城線			○	嘉島町大字北甘木	嘉島町大字北井寺	1.41	2.82	裏配線	協議中
18	市区町村	嘉島町	市区町村道	(都)井寺北甘木線			○	嘉島町大字北甘木	嘉島町大字北井寺	2.40	4.80	裏配線	協議中
19	市区町村	高森町	市区町村道	下町・昭和1号線ほか6路線				高森町高森	高森町高森	0.97	1.63	電線共同溝	合意
20	市区町村	合志市	市区町村道	(都)御代志本原野線			○	合志市栄	合志市御代志	0.46	0.92	裏配線	協議中
21	市区町村	八代市	市区町村道	(都)古閑中1号線		○	○	八代市古閑中町	八代市古閑中町	0.15	0.30	裏配線	協議中
小 計										5.39	10.47		
合 計										25.70	47.50		